

## 鹿児島工業高等専門学校学寮規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校学則第56条第3項の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学寮の管理運営について必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 学寮は、本校の教育施設であつて、学生の相互敬愛により学校生活の向上を図るとともに、規律ある共同生活を通して人間形成を助長し、本校の教育目的の達成に資することを目的とする。

### (施設の名称)

第3条 本校の学寮は、志学寮と称する。

### (管理運営責任等)

第4条 学寮は、校長が管理する。

- 2 寮務主事は、校長の命により、学寮の管理運営に関する事項を処理する。
- 3 寮務主事は、学生主事と緊密なる連絡を保ち、寮生の指導にあたるものとする。

### (寮務委員会)

第5条 校長の学寮運営管理に関する諮問機関として、寮務委員会を置く。

- 2 寮務委員会に関する規則は、別に定める。

### (入寮)

第6条 学生で入寮を希望する者は、入寮願兼入寮誓約書（第1号様式）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

### (退寮)

第7条 寮生で退寮を希望する者は、退寮願（第2号様式）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

第8条 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命ずることがある。

- (1) 疾病その他の事由により共同生活に適さないと認められた者
- (2) 共同生活の秩序又は風紀を乱す行為があつた者

- (3) その他学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為のあった者
- (4) その他校長が認めた者

(寄宿料及び寮費)

第9条 寄宿料は、毎月末日（当該日が金融機関休業日の場合は前営業日）までに、当該分を納付しなければならない。ただし、3月分については2月26日（当該日が金融期間休業日の場合は前営業日）までに納付するものとする。

- 2 寮生は、食費その他寮生活に必要な本校の定める寮費を納付しなければならない。
- 3 各学期の閉寮日までに本校の定める寮費が納付されていない場合、原則として次学期入寮はできない。
- 4 寄宿料の免除申請については別に定める。

(共同生活の自活)

第10条 寮生は、その総意により校長の承認を得て、学寮における共同生活を自立的に運営するための組織を設けることができる。

- 2 前項の組織及びその活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ、学則、学生準則及びこの規則に違反しないものでなければならない。
- 3 第1項の組織を届けようとする場合には、次に掲げる事項について、寮務主事を経て校長に提出し、その承認を得なければならない。変更又は廃止する場合も同様とする。
  - (1) 名称
  - (2) 目的
  - (3) 規約
  - (4) 代表者及び役員
- 4 第1項の組織が、その組織を逸脱し、又は前2項の規定に違反する場合は、解散させることができる。

(生活規律)

第11条 寮生の外出、外泊、旅行及び帰省については、寮務主事の許可をうけなければならない。ただし、寮務主事不在のときは別に定める者が前段の事務を代行する。

- 2 前項の手續等については、別に定める。

第12条 寮生活の規律については、別に定める。

(保健衛生及び環境整備)

第13条 寮生は常に衛生に留意し、健康の保持に努めなければならない。

- 2 伝染病の発生その他の事由により必要があるときは、寮生に対し健康診断又は予防接

種を命ずることがある。

第 14 条 寮生は、寮内外の清掃を実施し、整理整頓を旨とし、快適な環境の保持に努めなければならない。

(防災安全)

第 15 条 寮生は火災その他の災害の防止について常時注意するとともに、学校の行う防火訓練その他の措置について、協力するものとする。

2 前項の実施については、別に定める。

(施設設備の使用、保全)

第 16 条 寮生は居室、共同施設等、学寮の施設設備を正常な状態において保全しなければならない。

2 寮生以外の学生は、寮務主事又は寮務主事補、やむを得ない場合は、寮当直教員の許可がなければ学寮（寮生の居住区）内に立入ることができない。

3 寮生以外の者が、学寮の施設設備を使用するときはあらかじめ寮務主事を経て、校長の許可を受けなければならない。

4 学寮の施設設備の使用及び保全については別に定める。

第 17 条 この規則の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 38 年 4 月 19 日施行の鹿児島工業高等専門学校寄宿舎規則は廃止する。

附 則

この規則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 61 年 5 月 30 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年3月27日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月10日から施行する。

(第1号様式)

入寮許可年月日	年	月	日付
---------	---	---	----

## 入寮願 兼 入寮誓約書

鹿児島工業高等専門学校長 殿

下記理由により入寮したいので、許可くださるようお願いします。

貴校学寮に入寮の上は、学則及び学生寮の諸規則が在寮中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

年 月 日

(学生)

鹿児島工業高等専門学校

工学科

工学専攻

年

No.

氏

名

(自署)

記

[ 理 由 ]

私は、「独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項」（令和3年2月18日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校の学寮に在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

(保護者等)

住 所

学生との関係

氏 名

(自署)

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

(第2号様式)

# 退 寮 願

年 月 日

工学科  
工学専攻

年 No.

(学生)

氏 名

(自署)

(保護者等)

氏 名

(自署)

下記理由により退寮したいので、許可くださるようお願いします。

## 記

- 1 時 期 年 月 日付
- 2 事 由
- 3 退寮後の住所
- 4 寮費納入の確認
- 5 食費納入の確認